明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五〇）　一
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（国家公安委五三）　七
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三三二）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、一級建築士の免許の取消し関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
平成二十九事業年度財務諸表（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構・独立行政法人日本学術振興会）関係　三四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四四
会社その他
会社決算公告　四六

府令

○内閣府令第五十号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）第四条第二項、第七条第一項、第九条第二項、第十条第一項から第三項まで、第十三条第二項、第十六条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項、第二十六条第一項及び第三項並びに第四項、第四十条第二項及び第五十九条の規定に基づき、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年十月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎